

## サービス約款（保守）

セイコーソリューションズ株式会社（以下「当社」という。）がおお客様に対して提供する保守サービスの提供条件は以下の通りとします。

### —契約条項—

（適用）

第1条 本約款は、当社からおお客様に対する注文書記載のハードウェア製品又は／及びソフトウェア製品に関する保守サービスの提供（以下「個別契約」という。）に関する契約条件を定めたものです。お客様の注文書に本約款と異なる条件が記載されている場合には、当該条件は適用せず、本約款を適用するものとします。

（個別契約の成立）

第2条 個別契約は、当社がおお客様からの注文書を受領し、おお客様に対してその承諾の通知をしたときに成立し、本約款の効力が生じます。

2. 注文書には、保守サービス内容、保守サービス期間、保守サービス料金、支払期日、支払方法その他の必要な取引条件を定めるものとします。

（仕様）

第3条 保守サービスの仕様は、注文書及びそれに付随する書面に定めるものとします。

（保守サービス時間帯）

第4条 当社が保守サービスを行う時間帯は、個別契約に定めるものとします。

2. 前項にかかわらず、当社は、緊急やむを得ない場合に限り、前項の保守サービス時間帯外であっても、個別契約に定める別料金により、各保守サービスに応じることができます。

（協力）

第5条 おお客様は、当社が求めたときは、故障・不具合の状況、発生時の環境その他保守サービスに必要な情報等の提供に協力するものとします。

2. 保守サービスの実施に伴いハードウェア製品又はソフトウェア製品を使用するシステムの稼働を停止する必要がある場合、おお客様は、当社の求めに応じて、当該システムの稼働を停止するものとします。

3. おお客様は、ハードウェア製品又はソフトウェア製品を使用するシステムの稼働停止に備え、データ、プログラムのバックアップその他の必要な措置を自己の責任と費用により講ずるものとします。

4. 保守サービスを行う場合、おお客様は、次の各号について当社に協力するものとします。

- (1) 故障又は不具合の原因切り分けが必要な場合の切り分け作業
- (2) 保守サービスに要する電力料金、通信費、用紙等の消耗品の負担
- (3) オンサイト保守サービスの場合、ハードウェア製品又はソフトウェア製品の使用場所への当社の保守担当者の立入許可の取得

（再委託）

第6条 当社は、保守サービスの全部又は一部を当社の責任において当社所定の委託先に再委託することができるものとします。この場合、当社は当該委託先に対して、本約款及び個別契約に基づく義務と同等の義務を負わせるものとします。

（除外事項）

第7条 次の各号の作業は保守サービスに含まれないものとします。ただし当社は、お客様の求めに応じて、当社所定の料金その他の条件により、これを行う場合があります。

- (1) 各製品所定の使用環境、使用方法、マニュアル等に反して使用したことにより生じた故障又は不具合の復旧
- (2) 天災地変その他不可抗力により生じた故障又は不具合の復旧
- (3) 当社の承諾なしに行った修理、調整、修正、改変等に起因する故障又は不具合の復旧
- (4) ハードウェア製品又はソフトウェア製品以外の、OSその他のソフトウェア又はハードウェアに起因する故障又は不具合の復旧
- (5) お客様の仕様による改造又は改変、オーバーホール、使

用場所の移動作業、及びこれらの支援

(6) その他お客様の責に帰すべき事由により生じた故障の修理及び不具合の復旧

（支払）

第8条 保守サービス料金の支払方法及び支払期日は、個別契約に定めるものとします。

2. 次の各号の場合、おお客様及び当社は、相手方と協議のうえ、個別契約に定める保守サービス料金及び別料金を変更することができるものとします。

- (1) お客様の申し出によりハードウェア製品又はソフトウェア製品を変更するとき
- (2) 経済情勢に著しい変動が生じたとき

（保証）

第9条 保守サービスは、準委任の形態にて行うものであり、当社はお客様に対し、保守サービスに関して何らの保証を行いません。お客様は、当社の保守サービスにより対象システムの障害が全て是正されることを保証するものではないことに同意します。

（知的財産権）

第10条 保守サービスの過程で生じた著作物、知的財産権（著作権、特許その他の知的財産権を受ける権利を含むがこれに限られない。）及びノウハウ等に関する権利は、すべて当社に帰属します。

2. 当社が従前から有していた著作物、知的財産権及び第1項により当社に帰属する知的財産権を保守サービスに利用した場合、当社はお客様に対し、お客様が自己利用するために必要な範囲内で、当該知的財産権の無償使用許諾をするものとします。

（第三者の知的財産権の侵害）

第11条 当社は、お客様と第三者との間で知的財産権上の紛争が生じたときは、お客様が次の各号をすべて満たす場合に限り当社の責任において処理解決するものとします。ただし紛争がおお客様の責に帰すべき事由によるとき（当社がおお客様指示に従った場合を含みます。）又は本件業務について、当社が第三者の知的財産権を侵害しないよう善良な管理者の注意をもって業務を遂行した場合は、この限りではありません。

- (1) 紛争の事実及び内容を書面によりただちに当社に通知すること
- (2) 紛争解決の実質的権限を当社に与えること
- (3) 当社の要求に応じて紛争に関する報告、資料の提出その他必要な協力をする

（秘密情報及び個人情報の取扱い）

第12条 おお客様及び当社は、自己（自己の顧客を含む。）の技術上、営業上の情報（以下「秘密情報」という。）を相手方に開示するときは、秘密である旨を表示して開示するものとします。なお媒体に化体しない方法により開示する場合は、開示時に秘密情報である旨を明示し、かつ、開示後30日以内に当該秘密情報の概要を記載した書面を秘密である旨を表示して相手方に提出するものとします。

2. おお客様及び当社は、個別契約の履行に関連して相手方（相手方の顧客を含む。以下同じ。）の秘密情報及び個人情報を知り得たときは、当該秘密情報及び個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとします。

3. おお客様及び当社は、相手方から開示された秘密情報及び個人情報を個別契約の履行の目的にのみ利用するものとし、複製、改変が必要な場合は、事前に相手方から書面による承諾を得るものとします。

4. 前各項にかかわらず、個人情報を除き、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 知り得たときにすでに保有していた情報
- (2) 知り得たときにすでに公知であった情報

- (3) 知り得た後自らの責に帰すべき事由によることなく公知となった情報
- (4) 知り得た後開示された情報と関係なく独自の開発により知り得た情報
- (5) 第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報

- 5. お客様及び当社は、個別契約の履行に不用となったとき、相手方から請求を受けたとき又は個別契約が解除され若しくは終了したときは、相手方から開示された秘密情報及び個人情報をおすみやかに返還又は適切に廃棄するものとします。
- 6. 本条の規定は、個別契約の解除又は終了後3年間はその効力を失わないものとします。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 お客様及び当社は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、個別契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならないものとします。

(不可抗力)

第14条 当社は、天災地変、火災、公権力による命令処分、ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故、感染の拡大等の不可抗力により個別契約に基づく債務の全部又は一部が不履行となったときはその責を負わないものとします。

(変更通知)

第15条 お客様は、所在地、商号、名称、代表者、営業譲渡、合併、会社分割、減資その他の重要な変更が生じたときは、ただちに当社に書面により通知するものとします。

(契約の解除)

第16条 お客様及び当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せず、ただちに個別契約を解除することができるとします。

- (1) 本約款又は個別契約の規定の一つにでも違背し、相手方から相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、期間内にその違背を是正しなかったとき（ただし、個別契約及び取引上の社会通念に照らして軽微な違背である場合を除く。）
  - (2) 正当な事由なく期間内に個別契約に基づく債務を履行する見込みがないとき（ただし、個別契約及び取引上の社会通念に照らして軽微な不履行である場合を除く。）
  - (3) 振り出した手形又は小切手が、不渡処分を受けたとき
  - (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき、租税滞納処分を受けたとき、破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又はこれらと同様のおそれが生じたとき
  - (5) 監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき
  - (6) 相手方に重大な危害又は損害を及ぼしたとき
  - (7) その他、個別契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき
- 2. お客様及び当社は、前項各号のいずれかに該当したときは、個別契約により生じた一切の債務について、弁済期限の利益を喪失し、ただちにこれを履行するものとします。

(損害賠償)

第17条 お客様及び当社は、保守サービスに関して相手方に損害を与えたときは、その損害額等について相手方と協議のうえ、保守サービス料金の年額相当額を限度として賠償責任を負うものとします。ただし当事者の責に帰すことのできない事由から生じた損害、逸失利益、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接損害、派生的損害、付随的損害、データ・プログラムの喪失については賠償責任を負わないものとします。

(相 殺)

第18条 当社は、お客様が第16条第1項各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、弁済期にかかわらず、お客様の当社に対する債権と当社のお客様に対する債権とを対当額にて相殺することができるものとします。

(反社会的勢力の排除)

第19条 お客様及び当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何ら催告を要せず、ただちに個別契約の全部又は一部を解除することができるとともに、被った損害の賠償を相手方に請求することができるものとします。

- (1) 自ら及びその代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であるとき又は反社会的勢力であったとき
- (2) 反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行ったとき
- (3) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え又は関係者が反社会的勢力である旨を伝えたとき
- (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的な言葉を用いたとき
- (5) 自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し又は毀損するおそれのある行為をしたとき
- (6) 自ら又は第三者を利用して、相手方の業務を妨害し又は妨害するおそれのある行為をしたとき
- (7) 個別契約の履行のために契約する者が前6号のいずれかに該当するとき

- 2. お客様又は当社は、前項の規定により個別契約の全部又は一部を解除したときは、相手方に損害が生じても、これを一切賠償しないものとします。

(保守サービス期間)

第20条 保守サービス期間は、個別契約に定めるものとします。

- 2. 前項の規定にかかわらず、第9条から第13条、第17条及び第21条は、個別契約の解除又は終了にかかわらずその効力を失わないものとします。

(紛争解決方法)

第21条 個別契約に関して生じた一切の問題に関して、日本法を準拠法として日本法により解釈されるものとします。

- 2. 個別契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議事項)

第22条 本約款及び個別契約に規定のない事項並びに本約款及び個別契約の条項の解釈に疑義が生じたときは、お客様と当社協議のうえ解決するものとします。

以上

改定履歴

初版：2024年9月10日